

特攻機6機 沖縄戦へ出撃

関空対岸 悲劇の舞台

陸軍佐野飛行場

「未使用の通説 高校教諭覆す」



毎日(大版)1997. 8. 12(火)朝刊

- 六 軍国主義勢力の除去) 吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し之をして世界征服の華に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず。
- 七 占領の目的) 右の如き新秩序が建設せられ且日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄は、聯合國の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾等の茲に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。
- 八 領土の局限) カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。
- 九 軍隊の解体) 日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。
- 十 戦争犯罪人の処罰・民主主義傾向の強化) 吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又他国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜

- を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし。日本国政府は、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし。
- 十一 賠償及び産業の制限) 日本国は、其の經濟を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は、此の限に在らず。右目的の為、原料の入手(其の支配とは之を区別す)を許さるべし。日本国は、将来世界貿易關係への参加を許さるべし。
- 十二 占領軍撤収の条件) 前記諸目的が達成せられ且日本国民の自由に表示せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては、聯合國の占領軍は、直に日本国より撤収せらるべし。
- 十三 日本国政府への要求) 吾等は、日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動に於ける同政府の誠意に付適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に對し要求す。右以外の日本国の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。

◎ ポツダム宣言

(一九四五昭二十年七月二十六日・ポツダムで署名)

- 一 戦争終結の機会) 吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及クレイト・ブリテン国総理大臣は、吾等の数億の国民を代表し協議の上、日本国に對し、今次の戦争を終結するの機会を与ふことに意見一致せり。
- 二 戦争遂行の決意) 合衆国、英帝国及中華民国の巨大なる陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及空軍に依る数倍の増強を受け、日本国に對し最後の打撃を加ふるの態勢を整へたり。右軍事力は、日本国が抵抗を終止するに至る迄、同国に對し戦争を遂行するの一切の聯合國の決意に依り支持せられ且鼓舞せられ居るものなり。
- 三 戦争継続の結果に対する警告) 瞬起せる世界の自由なる人民の力に對するドイツ国の無益且無意味なる抵抗の結果は、日本国国民に對する先例を極めて明白に示すものなり。
- 四 日本国の選択) 無分別なる打算に依り日本帝國を滅亡
- 現在日本国に對し集結しつつある力は、抵抗するナチスに對し適用せられたる場合に於て全ドイツ国民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廢に帰せしめたる力に比し測り知れざる程更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避且完全なる壊滅を意味すべく、又同様に必然的に日本本土の完全なる破壊を意味すべし。